

実 技 試 験

☆☆☆解答に当たっての注意事項☆☆☆

- ・ 問題数は20問、解答はすべて記述式です。
- ・ 択一問題の場合、選択肢の中から正解と思われるものを1つ選んでください。
- ・ 語群選択問題の場合、語群の中からそれぞれの空欄にあてはまるとと思われる語句・数値を選び、語群に記されたとおりに解答用紙の所定の欄に記入してください。また、語群の語句・数値にそれぞれ番号が付してある場合は、その番号のみを記入してください。
- ・ 語群のない問題の場合、指示に従い解答用紙の所定の欄に直接正解と思われる語句・数値・記号を記入してください。
- ・ 試験問題については、特に指示のない限り、平成23年4月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。

【第1問】下記の設例に基づき、次の各問（問1）～（問10）について解答しなさい。

<設例>

姫川和雄さんと妻の麗子さんは、民間企業に勤務する会社員の共働き夫婦である。姫川さん夫婦はマンション（マイホーム）の購入を検討しているが、住宅ローン返済に加えて、子どもの教育費や自分たちの老後資金などについて不安を感じている。そこで、今後のライフプランや資産形成、家計の見直しなどについてFPで税理士でもある日下さんに相談することにした。なお、下記のデータはいずれも平成23年9月1日現在のものである。

[家族構成]

氏名	続柄	生年月日	年齢	備考
姫川 和雄	本人	昭和53年8月29日	33歳	会社員
麗子	妻	昭和56年7月15日	30歳	会社員
結子	長女	平成20年4月21日	3歳	保育園児

[姫川家の年収]

- ・ 和雄さん：給与収入 450万円（税込み）
- ・ 麗子さん：給与収入 300万円（税込み）

[自宅]

- ・ 賃貸マンション
- ・ 家賃：月額13万円（管理費込み）

[保有金融資産（生命保険等を除く）]

残高合計800万円（時価）

名義	商品名	残高
和雄さん	普通預金	100万円
	定期預金	150万円
	一般財形（定期預金）	150万円
	個人向け国債（変動10年）	100万円
麗子さん	普通預金	30万円
	定期預金	270万円

[その他]

- ・ 現在、姫川家に負債はない。

問 1

姫川さん夫婦は、マンションの購入に当たっては、毎月の返済額が徐々に少なくなるよう「元金均等返済」での返済を検討している。3,000万円を30年返済、金利2.5%（年）、ボーナス返済なしで借入れた場合の初回返済額と49回目の返済額の組み合わせとして、正しいものはどれか。なお、金利は全期間固定金利、元金・利息の金額は初回も含めて月割計算とし、円未満の端数は切捨てとする。

1. (1回目) 135,525円 (49回目) 121,248円
2. (1回目) 135,525円 (49回目) 123,479円
3. (1回目) 145,833円 (49回目) 135,168円
4. (1回目) 145,833円 (49回目) 137,499円

問 2

ある休日、和雄さんは自分が運転する自動車に麗子さんと結子さんを乗せて買い物に出かけた。ところが、ショッピングセンターの駐車場に駐車中の自動車に追突してしまい、駐車していた自動車の後部はつぶれ、車内で休憩していたドライバーの渡辺さんは、追突の衝撃でケガを負った。和雄さんの自動車も一部が破損し（分損認定された）、和雄さんや麗子さん、結子さんもケガを負った。和雄さんが自分の自動車に付保している自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）と自家用自動車総合保険から支払われる保険金に関する次の（ア）～（エ）の記述について、正しいものには○、誤っているものには×を解答欄に記入しなさい。なお、過失割合は、和雄さん：渡辺さん＝100：0とする。また、和雄さんはこれまでに事故を起こしたことはないものとする。

- （ア） 渡辺さんのケガの治療費については、和雄さんの自賠責保険の支払額を超える場合、自家用自動車総合保険の対人賠償保険から、自賠責保険の支払額を超える部分に対して保険金が支払われる。
- （イ） 麗子さんや結子さんのケガの治療費については、和雄さんの自賠責保険の支払額を超える場合、自家用自動車総合保険の対人賠償保険から、自賠責保険の支払額を超える部分に対して保険金が支払われる。
- （ウ） 渡辺さんの自動車の損害については、和雄さんの自家用自動車総合保険の対物賠償保険から保険金が支払われる。
- （エ） 和雄さんの自動車の損害については、和雄さんの自家用自動車総合保険の車両保険から保険金が支払われるが、免責金額を設定している場合は、免責金額を差し引いた額が支払われる。

問3

和雄さんは、かねてから株式投資を始めたいと考えている。先日、証券会社に相談に行くと、特定口座を開設するよう勧められた。特定口座に関する下表の空欄（ア）～（ウ）に入る適切な語句を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。

	特定口座	
	簡易申告口座 (源泉徴収なし)	源泉徴収口座 (源泉徴収あり)
上場株式等の配当等の受け入れ	不可	可(平成22年分以降) ----- (ア)を選択する必要あり
上場株式等の譲渡損失と配当所得の損益通算	口座内では不可 ----- 配当について(イ)を選択し、 確定申告する場合は可	口座内で可 (平成22年分以降)
上場株式等の譲渡損失の繰越控除	確定申告した場合は(ウ)繰越し可	

<語群>

- | | | |
|----------------|--------------|-------------|
| 1. 登録配当金受領口座方式 | 2. 株式数比例配分方式 | 3. 配当金領収書方式 |
| 4. 総合課税 | 5. 申告分離課税 | 6. 源泉分離課税 |
| 7. 3年間 | 8. 5年間 | 9. 7年間 |

問4

和雄さんは、マンション購入に当たって、保有している個人向け国債（額面100万円）を換金して頭金に充てたいと考えている。仮に、平成23年9月1日にすべて中途換金した場合の換金金額（手取額）をFPの日下さんに尋ねた。下記は、和雄さんが保有している個人向け国債（変動10年）の中途換金の流れに関する説明である。下記の空欄（ア）～（ウ）に入る適切な数値を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。なお、中途換金調整額の利子の計算期間については、計算の便宜上、6/12ヵ月として計算することとし、計算過程および解答で円未満の端数が生じた場合は切り捨てることとする。

<適用利率>

利子計算期間	適用利率（年率・税引前）
平成20年10月16日～平成21年 4月15日	0.69%
平成21年 4月16日～平成21年10月15日	0.50%
平成21年10月16日～平成22年 4月15日	0.53%
平成22年 4月16日～平成22年10月15日	0.53%
平成22年10月16日～平成23年 4月15日	0.25%
平成23年 4月16日～平成23年10月15日	0.51%

中途換金する平成23年9月1日までの経過利子相当額は（ア）円である。なお、経過日数は139日とする。



中途換金の際に差し引かれる中途換金調整額は（イ）円である。



従って、中途換金時の手取額は、
額面1,000,000円+（ア）円-（イ）円=（ウ）円である。

<語群>

- | | | |
|------------|------------|------------|
| 1. 1,553 | 2. 1,942 | 3. 2,275 |
| 4. 3,106 | 5. 3,120 | 6. 3,900 |
| 7. 997,653 | 8. 998,433 | 9. 998,822 |

問5

和雄さんは、マンションを購入するに当たって、不動産に関する知識を深めておきたいと考えており、新聞の折込みに入る不動産広告などを注意して見ている。しかし、書かれている内容がいまひとつ分からないため、FPの日下さんに、下記<資料>の新築分譲マンションの不動産広告から読み取ることができる内容の説明を受けた。不動産の広告に関する次の(ア)～(エ)の記述について、適切なものには○、不適切なものには×を解答欄に記入しなさい。

<資料：新築分譲マンションの不動産広告（一部抜粋）>

所在地：神奈川県横浜市〇〇区△△2丁目3番地
交通：□□線△△駅より徒歩12分
構造：鉄筋コンクリート造地上7階建て
敷地面積：2,716.63m²
専有面積：75.12m²～93.26m²
総戸数：55戸
間取り：2LDK+S、3LDK、4LDK
価格：2,850万円～4,260万円
 最多価格帯 3,500万円台
管理費：月額12,600円～16,800円（消費税込み）
修繕積立金：月額10,000円～15,000円
分譲後の敷地の権利形態：専有面積割合による所有権の共有
管理：区分所有者全員により管理組合を構成し、DY管理会社に委託
売主：株式会社CR不動産 国土交通大臣免許（6）第◇◇◇◇号
販売提携（代理）：PW不動産販売株式会社
 神奈川県知事免許（4）第〇〇〇〇号
 社団法人不動産協会会員
 社団法人首都圏不動産公正取引協議会加盟
 神奈川県横浜市〇〇区□□1丁目3番15号
 電話：045-×××-××××

- (ア) 専有面積は、壁の内側の部分の面積（内法面積）により表示されている。これは、不動産登記簿に記載される面積（壁芯面積）より狭いのが通常である。
- (イ) 間取りの記号「S」は、建築基準法上、居室と認められない部屋があることを意味する。
- (ウ) この物件を購入した人は区分所有者となり、区分所有者は管理組合の組合員となる。
- (エ) PW不動産販売は売主であるCR不動産の代理で販売を行うため、この新築分譲マンションを購入する場合、購入者はPW不動産販売に販売に係る媒介手数料を支払う必要がある。

問6

和雄さんは、マンション取得時に、父から頭金に充当するための資金贈与を受ける予定である。この話をFPの日下さんにしたところ、日下さんは、平成23年中に住宅を取得した場合の贈与税の非課税金額などについて、下表を用いて和雄さんに説明をした。下表の空欄（ア）～（エ）にあてはまる数値を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。なお、同じ数値を何度選んでもよいこととする。

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> どちらか一方を選択 </div>	
相続時精算課税を適用した場合	暦年課税を適用した場合
① 特別控除（ア）万円 ② 平成23年中の住宅取得等資金に係る贈与税の非課税限度額（イ）万円 ◎合計で①+②の金額まで贈与税は課税されません。	① 基礎控除（ウ）万円 ② 平成23年中の住宅取得等資金に係る贈与税の非課税限度額（イ）万円 ◎合計で①+②の金額まで贈与税は課税されません。
上記の住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の適用を受けるに当たっては、贈与を受ける人の平成23年の合計所得金額が（エ）万円以下であることが条件となります。	

<語群>			
1. 60	2. 110	3. 160	4. 1,000
5. 1,500	6. 2,000	7. 2,500	8. 3,000
9. 3,500			

問7

和雄さんは、平成23年分の所得税より、所得税の扶養控除の一部が変わったという話を聞いた。この話をFPの日下さんにしたところ、日下さんは、下表を用いて、所得税の扶養控除の額の一部について、平成22年分と平成23年分とを比較して和雄さんに説明をした。下表の空欄（ア）、（イ）にあてはまる数値を解答欄に記入しなさい。

<所得税の扶養控除の額の一部の比較表（扶養親族が同居の特別障害者である場合を除く）>

扶養親族の年齢（※）	平成22年分	平成23年分
16歳未満	380,000円	0円
16歳以上 19歳未満	630,000円	（ア）円
19歳以上 23歳未満	630,000円	（イ）円

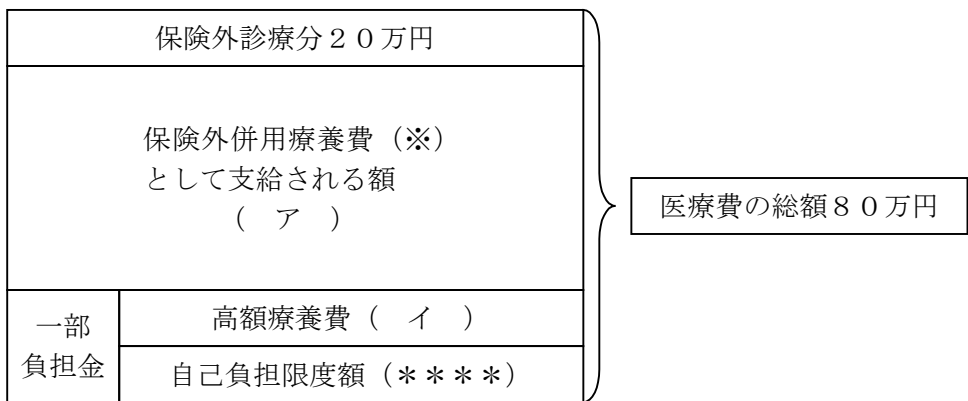
※原則として、その年の12月31日現在の年齢である。

問 8

和雄さんは、万一重い病気にかかったときには、家族のためにも治療に専念し、しっかり治したいと思っている。仮に、和雄さんが評価療養とされる先進医療を受けるために入院し、1ヵ月間の医療費の総額が下図のとおり80万円となった場合、空欄（ア）、（イ）にあてはまる金額の組み合わせとして、正しいものはどれか。なお、問題作成の都合上、図は一部空欄（****）にしてある。また、和雄さんの所得区分は「一般」であるものとする。

< 70歳未満の自己負担限度額 所得区分：一般 >

$80,100円 + (医療費 - 267,000円) \times 1\%$



※本来、一部でも保険外診療が含まれていると、その診療の全体が保険外とされるので、医療費は全額本人負担となるところ、厚生労働大臣が定めた一定の保険外診療については、一般保険診療と共通する基礎部分については保険が適用され、保険外併用療養費が支給される。

1. （ア） 420,000円 （イ） 83,430円
2. （ア） 420,000円 （イ） 96,570円
3. （ア） 600,000円 （イ） 94,570円
4. （ア） 600,000円 （イ） 98,370円

問9

和雄さんの会社の同僚の山下圭吾さん（32歳）は、交通事故により障害等級の3級に当たる障害を負ったが、就労に支障がない部署で障害厚生年金を受給しながら勤務を続けることになった。山下さんの障害厚生年金に関する次の（ア）～（エ）の記述について、正しいものには○、誤っているものには×を解答欄に記入しなさい。なお、山下さんには配偶者（30歳）がいるものとする。

- （ア） 障害等級が3級なので障害基礎年金は支給されないが、障害厚生年金に配偶者の加給年金額が加算される。
- （イ） 厚生年金保険の加入者として在職することになると、報酬に応じて障害厚生年金の一部もしくは全部が支給停止される。
- （ウ） 障害厚生年金は障害の程度が3級より軽くなると支給停止され、支給停止が1年6ヵ月間継続すると失権する。
- （エ） 障害厚生年金の年金額は、厚生年金保険の加入期間が300月未満の場合には、300月とみなして計算される。

問 10

麗子さんは、和雄さんが万一死亡した場合の遺族厚生年金の額について、FPの日下さんに尋ねた。下記の<資料>に基づく遺族厚生年金の額として、正しいものはどれか。

<資料1：遺族厚生年金の額の基となる和雄さんのデータ>

加入制度	被保険者期間	月数	平均標準報酬（月）額
厚生年金保険	平成13年4月～平成15年3月	24月	28万円
	平成15年4月～平成23年7月	100月	37万円

<資料2：遺族厚生年金の額の計算式>

遺族厚生年金の額

$$= \{(\text{ア}) + (\text{イ})\} \times 1.031 \times 0.981 \times 300 / \text{実際の被保険者期間の月数} \times 3 / 4$$

(ア) 平成15年3月以前の被保険者期間

$$\text{平均標準報酬月額} \times 7.500 / 1000 \times \text{平成15年3月以前の被保険者期間の月数}$$

(イ) 平成15年4月以後の被保険者期間

$$\text{平均標準報酬額} \times 5.769 / 1000 \times \text{平成15年4月以後の被保険者期間の月数}$$

※年金額の計算過程においては円未満を四捨五入、年金額は50円未満を切り捨て、50円以上100円未満を100円に切り上げるものとする。

1. 200,100円
2. 266,900円
3. 484,200円
4. 645,600円

【第2問】下記の設例に基づき、次の各問（問11）～（問20）について解答しなさい。

<設例>

樋口明さん（56歳）は、60歳の定年退職を控え、退職後の生活設計を具体的に行いたいと考えており、FPで税理士でもある氏家さんに相談することにした。なお、下記のデータはいずれも平成23年9月1日現在のものである。

[家族構成]

氏名	続柄	生年月日	年齢	備考
樋口 明	本人	昭和30年8月 1日	56歳	会社員
慶子	妻	昭和32年4月21日	54歳	パートタイマー
里央	長女	昭和59年7月 8日	27歳	会社員・別居
成美	二女	昭和62年6月15日	24歳	会社員・同居

[樋口家の状況]

- ・ 明さんは、大学卒業後、現在勤務している会社に就職し、今日に至る。
- ・ 慶子さんは、短大卒業後、数年間会社員として勤務し、その後、明さんと結婚して、出産を機に退職した。その後は断続的にパートタイマーとして、税法上の扶養家族となる範囲内で収入を得ている。

[樋口家の年収]

- ・ 明さん : 給与収入 700万円（税込み）
- ・ 慶子さん : 給与収入 60万円（税込み）

[住宅および住宅ローンの状況]

- ・ 住宅 : 持ち家（一戸建て）、時価2,500万円（土地・建物）
- ・ 住宅ローン : 残債700万円（債務者は明さん、団体信用生命保険付）

[保有金融資産（生命保険等を除く）] 残高合計1,200万円（時価）

名義	商品名	残高
明さん	普通預金	50万円
	定期預金	200万円
	外貨預金	100万円
	個人向け国債	200万円
	追加型株式投資信託	100万円
	上場株式	150万円
慶子さん	普通預金	20万円
	定期預金	300万円
	純金積立	80万円

[生命保険]

保険種類	契約者 (保険料負担者)	被保険者	死亡保険金 (給付金) 受取人	保険金額 (年金額・給 付金額)
定期保険特約付 終身保険 (注1)	明	明	慶子	2,000万円
個人年金保険 (注2)	明	明	慶子	年額60万円
個人年金保険 (注3)	慶子	慶子	明	年額30万円
医療保険	明	慶子	死亡給付金なし	日額5,000円

(注1) 保険金額2,000万円のうち、終身保険に係る保険金額は200万円である。

(注2) 年金受取人は明さんである。

(注3) 年金受取人は慶子さんである。

[その他]

- ・ 明さんの勤務先には退職一時金制度がある。

問 1 1

明さんが加入している個人年金保険の保険証券は、下記<資料>のとおりである。この保険証券に関する次の(ア)～(エ)の記述について、適切なものには○、不適切なものには×を、解答欄に記入しなさい。

<資料>

保険証券番号 ××-××××××		保険種類 5年ごと利差配当付個人年金保険
保険契約者	樋口 明	ご印鑑
被保険者	ヒグチ アキラ 樋口 明 契約年齢：43歳 男性 1955年8月1日生	(樋口)
年金受取人	樋口 明	
死亡給付金受取人	樋口 慶子	受取割合 10割

契約日：1998年8月1日
 主契約の年金支払期間：10年確定年金
 主契約の保険料払込期間：60歳払込満了
 年金支払開始日：2015年8月1日
 保険料払込方法：年12回
 保険料払込期月：毎月
 配当金支払方法
 年金受取開始前：積立
 年金受取開始後：増加年金買増
 保険料：××,×××円

■契約内容

主契約の内容	年金支払期間	基本年金額
5年ごと利差配当付個人年金保険	10年	60万円（年金支払開始年齢60歳）

特約の内容	保険期間	保険金額・給付金額
手術給付金付疾病入院特約 (本人型)	10年	日額 5,000円 *病気で5日以上継続入院のとき、入院開始日からその日を含めて5日目より入院給付金を支払います。 *所定の手術を受けたとき、手術の種類に応じて手術給付金(入院給付金日額の10倍・20倍・40倍)を支払います。 *同一事由の1回の入院給付金支払い限度は120日、通算して700日となります。
災害入院特約 (本人型)	10年	日額 5,000円 *ケガで5日以上継続入院のとき、入院開始日からその日を含めて5日目より入院給付金を支払います。 *同一事由の1回の入院給付金支払い限度は120日、通算して700日となります。
生活習慣病入院特約	15年	日額 5,000円 *所定の生活習慣病で5日以上継続入院のとき、入院開始日からその日を含めて5日目より入院給付金を支払います。 *同一事由の1回の入院給付金支払い限度は120日、通算して700日となります。

■その他の内容

個人年金保険料税制適格特約が付加されています。

- (ア) 主契約については、個人年金に係る生命保険料控除を適用することができる。
- (イ) 各種特約については、個人年金に係る生命保険料控除を適用することができる。
- (ウ) 明さんが年金の受取りを開始した後に死亡した場合、死亡給付金が慶子さんに支払われる。
- (エ) 実際の事業費率が予定事業費率を下回った場合、配当金が支払われる。

問 1 2

明さんは、建物に地震保険（下記＜資料＞の約款に基づく保険）を、保険金額1,000万円（保険価額2,000万円）で契約していた。明さんの建物の主要構造部が地震で損害を受け、その損害額が800万円であった場合、地震保険から明さんに支払われる地震保険金の合計額として、正しいものはどれか。

＜資料＞

[地震保険普通保険約款（抜粋）]

第1条（保険金を支払う場合）

- 1 当社は、この約款に従い、地震もしくは噴火またはこれらによる津波（以下「地震等」といいます）を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって、保険の目的について生じた損害（地震等が生じた後における事故の拡大防止または緊急避難に必要な処置によって保険の目的について生じた損害を含みます。以下同様とします）が全損、半損または一部損に該当するときは、保険金を支払います。
- 2 この約款において「全損」、「半損」および「一部損」とは、次の損害をいいます。
 - (1) 建物（居住の用に供する建物をいいます。以下同様とします）の全損とは、建物の主要構造部の損害の額が、当該建物の保険価額（損害が生じた地および時における保険契約の目的の価額をいいます。以下同様とします）の50%以上である損害または建物の焼失もしくは流失した部分の床面積の当該建物の延べ床面積に対する割合が70%以上である損害
 - (2) 建物の半損とは、建物の主要構造部の損害の額が、当該建物の保険価額の20%以上50%未満である損害または建物の焼失もしくは流失した部分の床面積の当該建物の延べ床面積に対する割合が20%以上70%未満である損害
 - (3) 建物の一部損とは、建物の主要構造部の損害の額が、当該建物の保険価額の3%以上20%未満である損害
 - (4) 生活用動産の全損とは、生活用動産の損害の額が、当該生活用動産の保険価額の80%以上である損害
 - (5) 生活用動産の半損とは、生活用動産の損害の額が、当該生活用動産の保険価額の30%以上80%未満である損害
 - (6) 生活用動産の一部損とは、生活用動産の損害の額が、当該生活用動産の保険価額の10%以上30%未満である損害
- 3 前項第1号から第3号までの建物の主要構造部の損害の額には、第1項の損害が生じた建物の原状回復のため地盤等の復旧に直接必要とされる最小限の費用を含むものとします。
- 4 地震等を直接または間接の原因とする地すべりその他の災害による現実かつ急迫した危険が生じたため、建物全体が居住不能（一時的な場合を除きます）に至ったときは、これを地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって生じた建物の全損とみなして保険金を支払います。
- 5 地震等を直接または間接の原因とするこう水・融雪こう水等の水災によって建物が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被った結果、当該建物に損害が生じた場合（当該建物の第1項の損害が全損、半損または一部損に該当する場合を除きます）には、これを地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって生じた建物の一部損とみなして保険金を支払います。この場合において、床上浸水とは、居住の用に供する部分の床（畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます）を超える浸水をいいます。

- 6 前各項の損害の認定は、保険の目的が建物である場合には、当該建物ごとに行い、保険の目的が生活用動産である場合には、これを収容する建物ごとに行います。また、門、塀または垣が保険の目的に含まれる場合には、これらが付属する建物の損害の認定によるものとします。この場合において、第2項第1号から第3号までの建物の保険価額には当該門、塀または垣の保険価額を含みません。

第2条～第3条—省略—

第4条（保険金の支払額）

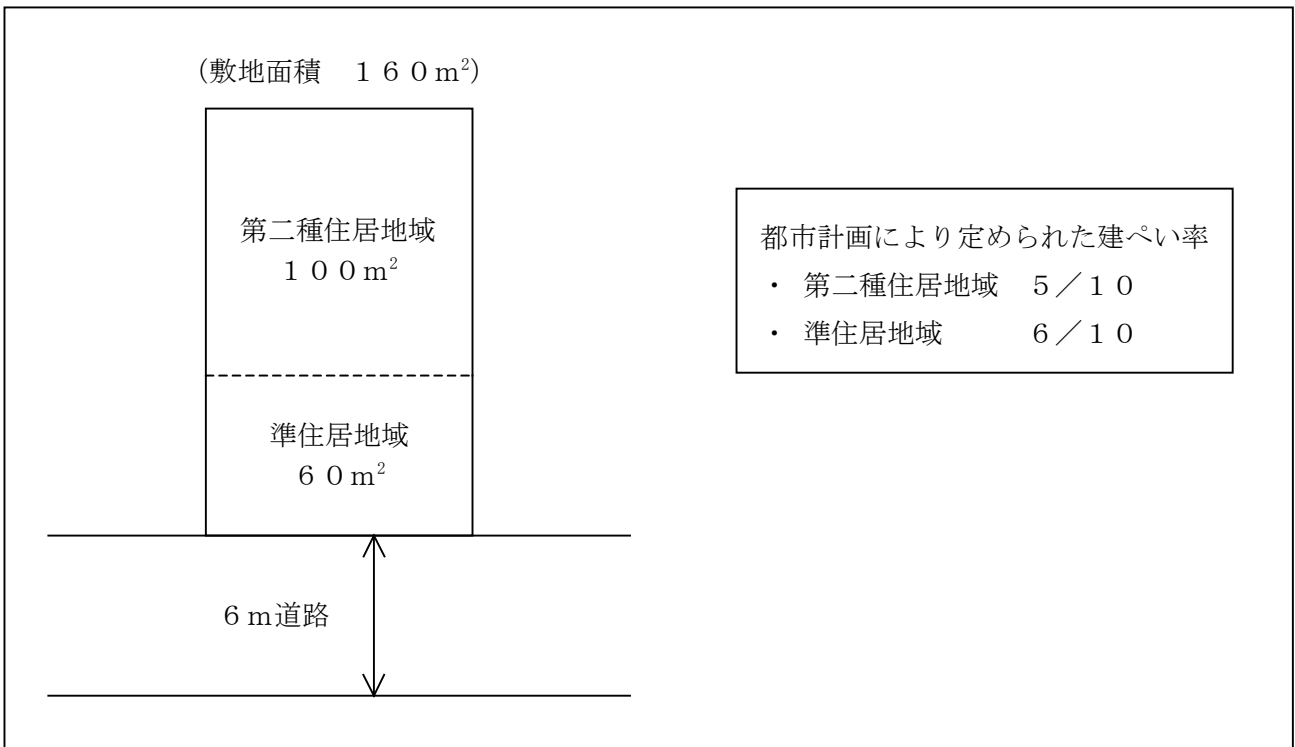
- 1 当社は、第1条（保険金を支払う場合）の保険金として次の各号の金額を支払います。
 - (1) 保険の目的である建物または生活用動産が全損となったときは、当該保険の目的の保険金額に相当する額。ただし、保険価額を限度とします。
 - (2) 保険の目的である建物または生活用動産が半損となったときは、当該保険の目的の保険金額の50%に相当する額。ただし、保険価額の50%に相当する額を限度とします。
 - (3) 保険の目的である建物または生活用動産が一部損となったときは、当該保険の目的の保険金額の5%に相当する額。ただし、保険価額の5%に相当する額を限度とします。
- 2 前項の場合において、この保険契約の保険の目的である次の各号に定める建物または生活用動産について、この保険契約の保険金額がそれぞれ次の各号に定める額（以下「限度額」といいます）を超えるときは、限度額をこの保険契約の保険金額とみなし前項の規定を適用します。
 - (1) 同一構内に所在し、かつ、同一被保険者の所有に属する建物 5,000万円
 - (2) 同一構内に所在し、かつ、同一被保険者の世帯に属する生活用動産 1,000万円

1. 250万円
2. 500万円
3. 1,000万円
4. 2,000万円

問 13

明さんは、自宅の建替えを検討している。明さんの現在の自宅の現況は、下記<資料>のようになっている。建築基準法に従って、この土地に建物を建築する場合、建物の建築面積の最高限度を求めなさい。なお、計算結果については、小数点以下を切捨てとし、下記以外の要件は考慮しないこととする。また、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこととする。

<資料>



問 1 4

明さんは、公募の追加型株式投資信託を毎月定時定額で購入している。先日、取引を行っている証券会社から、下記のような取引の明細が郵送されてきた。明細に記載された取引を行った直後（約定日）のこの投資信託の評価額を計算し、その金額を解答欄に記入しなさい。なお、計算過程では小数点以下の端数処理を行わず、解答で小数点以下の端数が生じたときは切り捨てることとする。また、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこととする。

[お取引の明細]			
約定日	2011年8月××日		
受渡日	2011年8月〇〇日		
受渡金額	40,000円	受渡累計額	1,440,000円
約定金額 (1万口当たり)	7,794円	今回の取引後残高	1,856,021口
取引数量	51,321口	1万口当たり 取得元本	取引前 △,△△△円 取引後 ◇,◇◇◇円

※この追加型株式投資信託については、購入時手数料は不要となっている。

問 15

平成17年4月に「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」が施行された。この法律は、一定件数以上の個人情報を管理している事業者を対象としているが、FPも相談業務で顧客の個人情報を扱うに当たっては十分な注意が必要である。個人情報とは何を指し、個人情報を扱うに当たってFPはどのような点に留意すべきか、300字程度で述べなさい。

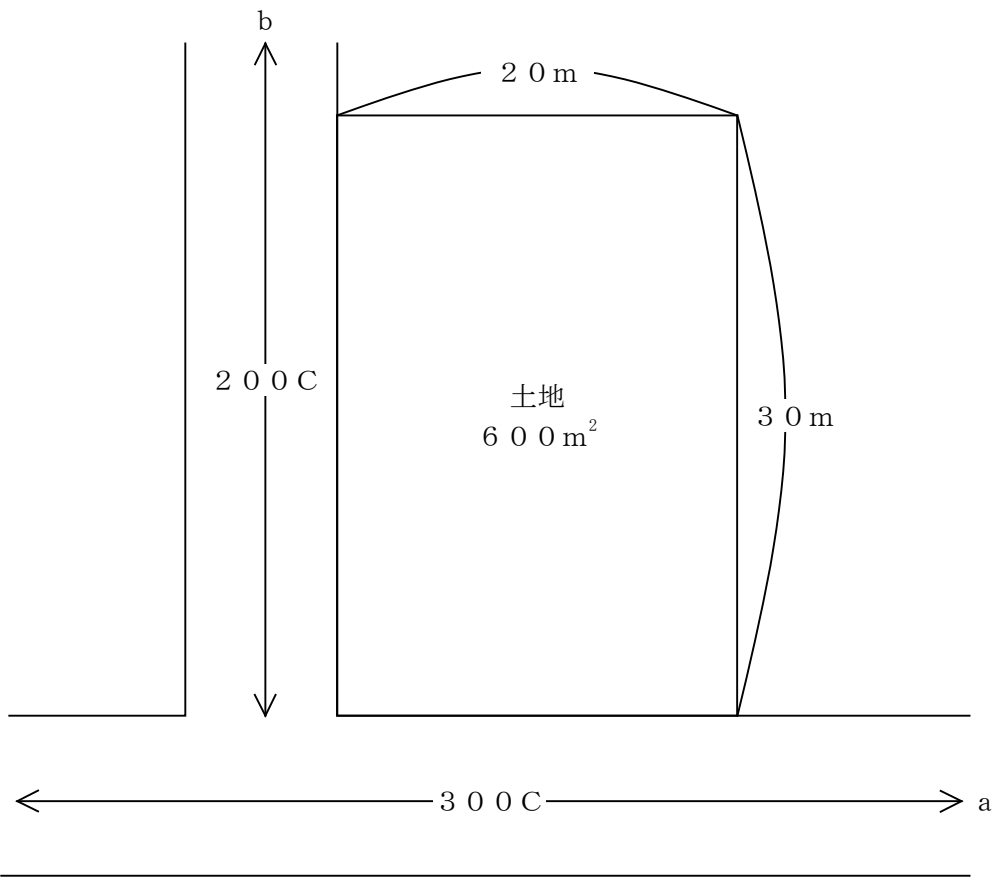
問 16

明さんは、勤務先からの退職一時金で住宅ローンの残債を完済したいと考えている。仮に、明さんが平成23年9月30日に退職をして、退職一時金を2,000万円受け取った場合の退職所得の金額として、正しいものはどれか。なお、明さんは、大学卒業後の昭和53年4月1日に入社し現在に至るが、在職中に病気により1年間休職している。また、障害者になったことに基因する退職ではなく、本問に記載のないデータ・情報等については一切考慮しないものとする。

1. 110万円
2. 145万円
3. 180万円
4. 220万円

問 17

明さんの父は、下記の土地を所有して月極駐車場にしており、将来、この土地は明さんが相続する予定である。明さんは、FPの氏家さんに、この土地の相続税評価額の試算を依頼したところ、この土地は、普通住宅地区に該当し、正面路線価はa、自用地として宅地と同様に評価するとの説明を受けた。この土地の相続税評価額として、正しいものはどれか。なお、「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」は考慮しないこととする。



<奥行価格補正率表（普通住宅地区）>

10 m以上 24 m未満	1.00
24 m以上 28 m未満	0.99
28 m以上 32 m未満	0.98

<側方路線影響加算率表（普通住宅地区）>

角地の場合	0.03
準角地の場合	0.02

1. 176,400,000円
2. 178,800,000円
3. 180,000,000円
4. 183,600,000円

問 18

慶子さんの父（以下「被相続人」という）は、平成23年3月20日に死亡した。被相続人が所有していた自宅敷地の取得者等の状況は下記のとおりである。被相続人の相続に係る相続税の計算において、この土地に「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」（以下「小規模宅地等の特例」という）の適用を受けることのできる者が、その適用を受けた場合に減額される金額の合計額として、正しいものはどれか。なお、減額される金額が最も多くなるように計算するものとする。また、被相続人はほかに小規模宅地等の特例の適用を受けられる宅地等を所有しておらず、被相続人の妻（慶子さんの母）および慶子さんは、この土地を被相続人に係る相続税の申告期限までに取得したものとする。

[自宅敷地の取得者等の状況]

取得者	取得割合	地積	相続税評価額（小規模宅地等の特例適用前）	被相続人の相続開始直前の利用状況
被相続人の妻	2 / 3	240 m ²	6,000万円	被相続人および被相続人の妻の居住用家屋の敷地
慶子さん	1 / 3			

※自宅敷地上の居住用家屋は、すべて被相続人の所有であった。

※慶子さんは、被相続人と別居しており、生計も別であった。

1. 1,000万円
2. 2,000万円
3. 3,200万円
4. 4,800万円

問 19

明さんの父は、高齢なこともあって最近衰えが目立ち、介護保険による介護サービスを利用している。ある月について、下記の〈条件〉で介護保険の在宅サービスを利用した場合、最終的に利用者本人が負担する額として、正しいものはどれか。

〈条件〉

- ・ 介護サービス費用：210,000円
- ・ 介護区分 : 要介護2
- ・ 介護区分に応じた介護保険の利用限度額：194,800円
- ・ 介護保険による介護サービス費用の本人負担割合：1割
- ・ 高額介護サービス費の自己負担限度額：37,200円

1. 15,200円
2. 19,480円
3. 34,680円
4. 36,200円

問20

明さんが勤める会社には、定年後の再雇用制度がある。明さんは、FPの氏家さんに、下記<資料>に基づき、再雇用後の賃金、在職老齢年金、雇用保険の高年齢雇用継続給付金を合わせた62歳以降の収入の試算を依頼した。氏家さんが試算した収入月額に関する下表の空欄(ア)～(ウ)にあてはまる金額の組み合わせとして、正しいものはどれか。なお、問題作成の都合上、一部空欄(****)にしてある。

<明さんの62歳以降の収入月額>

賃金月額(標準報酬月額)	25万円(26万円)	
高年齢雇用継続給付金の支給額	(ア)	
在職老齢年金	年金額(基本月額)	10万円
	報酬による支給停止額	(イ)
	高年齢雇用継続給付を受けたことによる支給停止額	(ウ)
	支給停止後の支給額	(****)円
収入月額	25万円+(ア)+(****)円	

<資料>

[明さんの年金額など]

- ・ 62歳からの年金月額 : 10万円 (この額は在職老齢年金の基本月額に当たる)
- ・ 60歳到達時の賃金月額 : 43万円
- ・ 60歳以降の賃金月額 : 25万円 (標準報酬月額は26万円、60歳以降は賞与なし)

[高年齢雇用継続給付金]

60歳以降の賃金の対60歳到達時賃金比	高年齢雇用継続給付金の支給額
61%未満	60歳以降の賃金×15%
61%以上75%未満	60歳以降の賃金×0%超15%以下
75%以上	支給されない

[60歳台前半の在職老齢年金]

- ・ 報酬による支給停止額(月額) = (基本月額+総報酬月額相当額-28万円) × 1/2
 ※総報酬月額相当額=標準報酬月額+直近1年間に受けた標準賞与額÷12
- ・ 高年齢雇用継続給付を受けたことによる支給停止額

標準報酬月額対60歳到達時賃金比	在職老齢年金の支給停止額
61%未満	標準報酬月額×6%
61%以上75%未満	標準報酬月額×0%超6%以下
75%以上	停止されない

1. (ア) 37,500円 (イ) 35,000円 (ウ) 15,600円
2. (ア) 37,500円 (イ) 40,000円 (ウ) 15,600円
3. (ア) 39,000円 (イ) 40,000円 (ウ) 15,000円
4. (ア) 39,000円 (イ) 35,000円 (ウ) 15,000円